

令和2年1月7日

## I. はじめに

令和元年11月29日、日中間の売買契約を巡る紛争について、福島地裁郡山支部において画期的な判決が下された。

論点は多岐にわたる。

主要な法律上の争点は日本の裁判所において国際訴訟が提起された場合、どの国の法律ないし条約に基づいて判断されるべきか、関連するウィーン売買条約、日本の国際私法の準則である法適用の通則法、法適用の通則法の適用上準拠法と認められる中国法上の遅延損害金や時効の期間、それらをそのまま適用することが日本の公序則に反しないか、等である。

しかし、それらの前提として、日中間の売買契約上、明記されていない場合の契約の内容をどのように判断するか、それを巡る関係当事者の証人尋問の結果をどのように考えるか、とりわけ、中国で生産したものを、輸入して転売をする場合、転売先と輸入業者の間の取り決めは、中国の生産者ないし輸出者と、日本の卸売業者ないし輸入者との売買契約の内容に反映されるべきなのか、が激しく争われた。

結果として、福島地裁郡山支部は、卸売業者と転売先の間関係は、輸出業者（生産者）と輸入業者（卸売業者）の契約関係には反映されないと判断をした。

法律ないし条約の解釈としても、事実認定としても、日中関係の取引に大きな影響を与える画期的な判決である。

以下、順を追って解説してゆきたい。

## II. ウィーン売買条約の解釈

### 1 通則法の一般原則

前提として、本件は被告の本店の所在地を管轄する福島地裁郡山支部に訴えが提起されている（民事訴訟法3条の二第3項）。

本件のように国際的要素がある案件（原告は中国企業、被告は日本企業）の場合、通常は法適用の通則法の適用によって、準拠法が定められる。

法適用の通則法によれば、本件のように売買契約の準拠法は当事者が指定する国の法律であり（通則法7条）、当事者の指定がなければ、当事者に最も密接に関連する法律（通則法8条1項）である。

通則法8条2項は、この最密接関連地法について、特徴的給付理論を採用し、ある契約を他の種類の契約から区別する（特徴付ける）基準となる特徴的な給付を当事者の一方のみがする場合に、その当事者の所在地を最密接関連地と推定する。

たとえば本件のように羊腸という動産の売買契約では、羊腸の引渡しという給付が、その契約を他の種類の契約と区別する特徴的給付であり、反対給付は代金の支払いというどの売買契約でも共通の給付に過ぎない。したがって、羊腸の引渡しという給付を行う売主の所在地の法律、すなわち、中国法が売買契約の当事者にとって、最密接関連地法と推定するのである。

### 2 ウィーン売買条約の適用

しかし、中国も日本もウィーン売買条約の締結国であり、本件のように日本と中国にそれぞれ営業所を有する当事者が国際物品売買契約を締結している以上、本件の売買契約の準拠法はウィーン売買条約となる（憲法98条2項）。

本件で被告は、原告の給付した羊腸が本件売買契約の減額を請求している（ウィーン売買条約50条）。

ウィーン売買条約50条は売主が契約に合致しない製品を引き渡した場合、買主は製品が契約の目的に合致するものを有していた場合と比較して、代金の減額を請求することができるとする。

たとえば、売主が引き渡した製品（代金100とする。）のうち、60%が契約の目的に合致していなかった場合、買主は売主に対して60（ $100 \times 0.6$ ）の代金の減額を請求できるのである。

ただし、買主は、物品が契約に不適合なことを発見し、または発見すべきであった時から合理的な期間内に売主に対して不適合の性質を特定した通知を行わない場合には、代金減額請求を行えなくなる（ウィーン売買条約39条1項）。

### 3 契約の適合性

本件では原告が被告に引き渡した羊腸が、当事者間の売買契約に適合するか、が激しく争われた。

被告は、転売先から求められる品質を記載した羊腸仕様書に記載される品質を充たすことが必要だと主張した。

これに対して、原告はそのような羊腸の品質は契約の内容を構成していないと主張した。

裁判所は、当事者を尋問した結果等に基づき、羊腸仕様書は被告と転売先の間での品質を定めたものにすぎず、原告と被告の間の羊腸の品質を定めたものではないと判断した。

その上で、羊腸仕様書に比べて、緩い基準を定めている原告の基準こそが契約の内容をなすと判断した。

そして、被告が同業者に転売した羊腸は、原告の基準に照らしても、契約に適合しないが、それ以外の転売した羊腸は原告の基準に照らして、契約に適合しているとして、大半の代金減額請求権を否定した。

#### 4 契約不適合の通知

判決は、契約不適合の通知の目的は、①不適合を追完するために何をしなければいけないかを売主に知らせること、②売主としても独自に物品を検査し、買主の主張する不適合の存否に関する証拠を売主が収集することにある、とした。

その上で、買主は単に不適合を発見し、または、発見すべきであった時から合理的な期間内に、売主に対して通知を行うだけではなく、不適合の性質を特定したものでなければならない、とした（ウィーン売買条約39条）。

本件による転売業者の通知は、平成26年12月12日に到着した物品について、同月17日に転売業者が検査結果を添付して通知しているので合理的な期間内に通知されていること、検査結果はNO11の樽の中に入っていた羊腸500束のうち、26.8%の割合の羊腸が契約で定める口径よりも細かったと通知しているものであり、不適合の性質も特定されていること、ウィーン売買条約の文言上、検査主体は売主に限定されていないことなどから、本件における転売業者の通知はウィーン売買条約39条1項の通知に該当すると判断した。

そして、契約不適合の羊腸は、1束あたりの単価が2250円であることから、30万1500円（500束×26.8%×2250円）の代金減額請求を認めた。

### III. 中国法の適用

#### 1 遅延損害金の発生時期、利率等

##### (1) ウィーン売買条約、通則法、中国法の関係

ウィーン売買条約には、本件のように被告が弁済期に売買代金を支払わない場合、遅延損害金の請求が可能なことを定める規定（ウィーン売買条約78条の定めがあり、その解釈上、）弁済期の翌日から遅延損害金の請求が可能であるとする。

しかし、遅延損害金の利率についてはウィーン売買条約上の定めはなく、ウィーン売買条約に関する多くの判例上、当該裁判所において適用される国際私法によるとされている。

本件判決も、遅延損害金の利率については日本の国際私法である通則法特徴的給付理論で最密接関連地法と推定される中国法によるとしている。

## (2) 中国法上の遅延損害金

### ア 遅延損害利率について

中国法上、遅延損害金利率を定める規定は存在せず、明確に利率を定める判例も存在しない。

このような場合、最高人民法院が定める司法解釈が重要な法源とされ、少なくとも下級法院は司法解釈に拘束される。

人民法院が平成24年5月10日に発行した司法解釈の24条4項には、買主の違約を理由として支払遅延損失の賠償を請求する場合には、中国人民銀行の同時期、同種の人民元貸付基準利率を基礎として、遅延利息利率標準を参照して計算することができるとしている。

本件訴えの提起日である平成29年12月16日現在の1年以上5年以内の人民元貸付基準金利は年4.75%である。

本件売買契約における通貨は日本円であるが、原告は中国の企業であり、人民元に両替する必要があるから、人民元の利率によることも可能である。また日中間の国際貿易実務においては、遅延損害金は預金金利の1.3倍から1.5倍の範囲で請求できることから、1.4倍の範囲も肯定される(2017年12月4日、CIETAC採決参照)。

したがって、中国法上の、本件契約の遅延損害金の利率は年6.65%(4.75 x 1.4)になる。

## イ 懲罰的金利について

中国法上、遅延損害金のほか、懲罰的金利という概念がある。

そして、懲罰的金利について定める中国民事訴訟法253条は、法律文書が指定する期間内に金銭の給付義務を履行しない場合には、履行遅延期間の債務利息の倍額を支払わなければならないと規定する。

この民訴法253条に関する2014年7月7日付の司法解釈1条によれば、同条による遅延期間の債務利息は、遅延期間に対応する一般利息と遅延損害利息によって構成され、遅延損害利息は、未払い債務から一般利息を除いた額に、遅延期間中1日あたり0.0175%を乗じた額であるとし、その5条において、有効な法律文書が外貨による弁済を定めた場合、執行当時外貨を1日当たり、0.0175%で遅延損害利息を計算するとする。また、契約書に一般利率を定めていない場合には、当該利息は発生しない。

以上から、中国法上の、本件における判決確定の日の翌日以降の懲罰的金利は1日当たり0.0175%（年換算6.3875%）となる。

## (3) 消滅時効

### ア 消滅時効の準拠法

ウィーン売買条約上、時効に関する定めはない。あえて時効に関する定めがおかれなかったのは、1974年時効条約の対象とされていたからであるといわれている。日本も中国も時効条約の加盟国ではなく、本件のように日本で裁判が行われる場合には、日本の国際私法である通則法解釈の問題となる。

消滅時効の準拠法について通則法も明文の規定はない。この点に関する我が国の通説、下級審判決例（徳島地裁昭和44年12月16日）は、消滅時効の問題も当該債権関係において債権者がその債権を長期間行使しなかった場合にどのように考えるべきか、といういわば債権の運命の問題であるから、その成立および効力に関する準拠法も、債権自体の準拠法によるべきであるとする。

そうすると、通則法8条2項の特徴的給付理論により、本件の債権の消滅時効の問題も最密接関連地法と推定される中国法によって判断されるべきである。

#### イ 中国法上の時効期間

中国の訴訟時効期間は原則として3年であるが、他の法律で別段の定めがある場合にはそれによることとされているところ（中国民法通則法188条）、国際貨物売買契約の訴訟時効期間は契約法に特別の定めがあり、その消滅時効期間は当事者が権利の侵害を知った日または知り得た日から4年とされている（中国契約法129条）。

したがって、中国法上の消滅時効期間は、弁済期から4年である。

### IV. 公序則の適用

#### 1 時効について

本件において被告は中国の時効期間は、我が国の短期消滅時効制度（民法173条1号によれば2年）と比べて長期であるから、中国法の適用は通則法42条の公序則に反し、適用を排除されるべきであり、結局本件における原告の請求は短期消滅時効期間の経過によって消滅していると主張する。

そして、被告の主張にそった大審院判決（大正6年3月17日）の判決も存在する。

しかし、本件判決は近時の通説や前記下級審判決同様に、被告の主張を排斥し、次にように述べた。

消滅時効制度は公益性のある制度であるが、日本法上当事者の援用がなければ権利消滅の効果が認められず、終局的には当事者の意思に委ねられており、私的自治的な性質を有するものである。また、民法173条1号の売買の消滅時効は2年と短いものであるが、一般の商事債権の消滅時効期間は5年（商法522条）であることからすると、中国法の4年の消滅時効が著しく長い期間であるということとはできない。

以上から、消滅時効について中国法を適用することが、公序則に反すると解することはできない。

そして、原告は平成29年12月16日に本訴を提起しており、これが本件契約の弁済期から4年を経過する前であることは明らかであるから、本件では消滅時効は成立しない。

## 2 懲罰的金利について

判例は次のように述べて、本件における被告に中国法上の懲罰的金利を課すことも通則法の公序則に違反するものではないと判断した。

中国法における懲罰的金利は、通常の遅延損害金の支払義務を負担することが確定判決や仲裁判断によって確定したにもかかわらず、なおも支払を懈怠するものについて、より重い金利を課すことによって確定した金利を速やかに支払わせようとする趣旨のものであり、債務者を処罰する趣旨のものとは解されない。また本件に適用される利率（年換算6.3875%）は、遅延損害金の利率（年率6.65%）よりも低いことに照らすと、本件に懲罰的金利を適用することが、公序則に反するとは解されない。

## V. 損害賠償

被告は次のように主張する。

すなわち、平成21年6月頃から、ソーセージ製造会社と取引を開始したが、平成24年頃から原告が納入した羊腸の品質が低下しはじめ、ソーセージ製造会社からのクレームが多発するようになった。被告は原告に対して、ソーセージ製造会社からのクレームを通知し、改善を求めたが、改善されなかった。その結果、平成27年2月頃に、ソーセージ製造会社は被告との取引を停止し、被告は重要な顧客を喪失した。

被告は、原告から納入された羊腸に契約不適合がなければ、少なくとも5年程度はソーセージ製造会社との取引を継続できた。したがって、被告は原告の債務不履行により、以下の通り、7343万1640円の損害を被った。



ソーセージ製造会社との取引による被告の粗利合計 8444万6390円 ÷ 取引期間 69  
か月 x 12か月 ≒ 平均粗利率 1468万6328円  
損害額 1468万6328円 x 5 = 7343万1640円

しかし、判決は以下の理由により、被告の主張は認められないとした。

すなわち、ソーセージ製造会社が契約関係にあるのは被告であって、原告や本件会社ではないことからすると、被告に対してされたクレームは、ソーセージ製造会社と被告との間の売買契約に適合しない物品が納品されたことを理由とするものである。

もとよりソーセージ製造会社に対して品質を保障すべき立場にあるのは、同社と契約関係がある被告であり、ソーセージ製造会社と被告との間の品質基準である羊腸仕様書が原告と被告の間の品質基準とは認められないことからすると、原告がソーセージ製造会社に保障すべき立場にはない。したがって、原告の被告に対する債務不履行ないし不法行為を認めることはできない。

そうすると、被告がソーセージ製造会社との取引が終了したことについて、原告に法的責任は存在しない。

## VI. 最後に

結局、本件で決め手になったのは、輸入業者（卸売業者）と転売先との売買契約内容は、輸出業者（生産者）と輸入業者（卸売業者）の間の本件売買契約に当然に反映されるものではない、という事実認定である。

本件売買契約に明記されていない以上、当然ともいいうるが、輸出業者と輸入業者との間では、羊腸が転売されることを当然の前提としていた。

したがって、転売先の要求が、本件売買契約の内容をなすという判断も当然にありうるところであった。

輸出業者（生産者）がこの関係を断ち切ることができたのは、輸入業者（卸売業者）の品質基準がかなり厳しかったこと、自社で検査をしても、転売業者でなければ分からない品質基準であったこと、生産者と卸売業者の証人尋問の結果、卸売業者の証言が説得的ではなかったこと、原告側の弁護士の十分な尋問準備があったこと、原告側の方が外国法や外国語についての対応が優れていたこと等があげられよう。

いずれにせよ、本件は今後の日中関係の紛争の解決にあたり、多くの指針を示すものである。

また、本件に関連する国際法的紛争は、当事者の努力、とりわけ、弁護士の力量によって左右されるところが少なくないことを肝に銘ずるべきである。

本件に関するご照会又は類似紛争についてのご相談をお待ち申し上げます。

原口総合法律事務所

所長弁護士 原口薫

電話：03-6205-4404

メール：kharaguchi@haraguchi-law.com